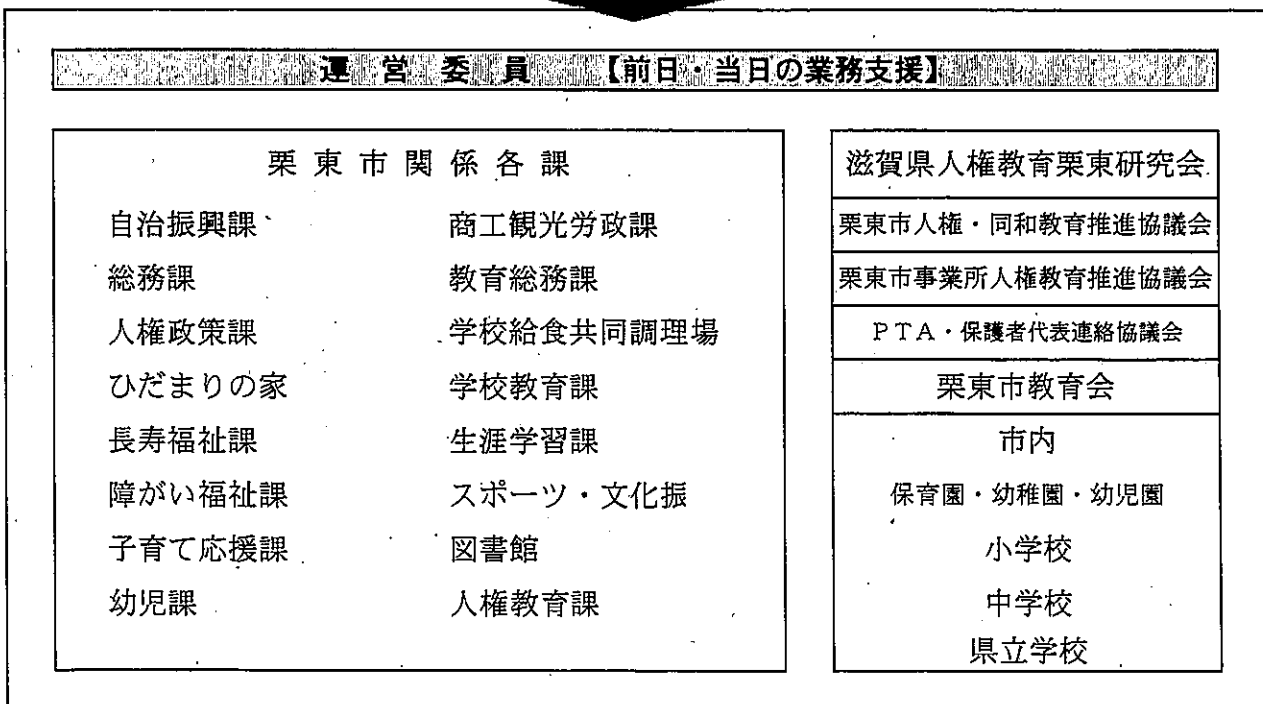
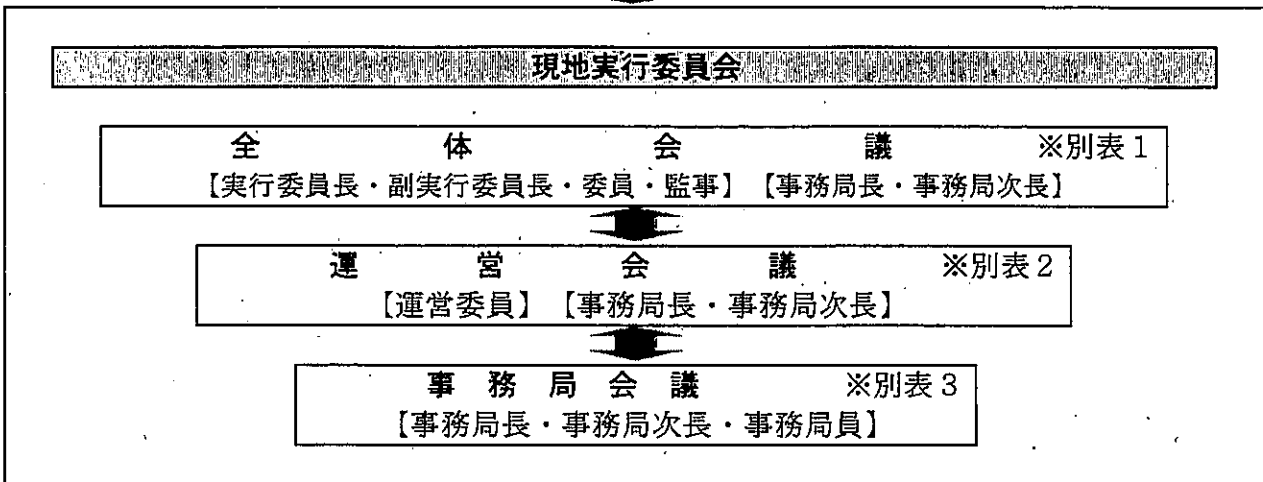
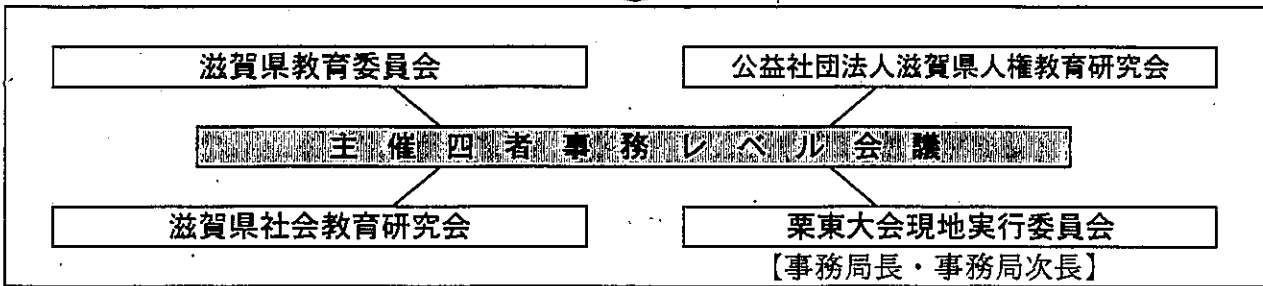
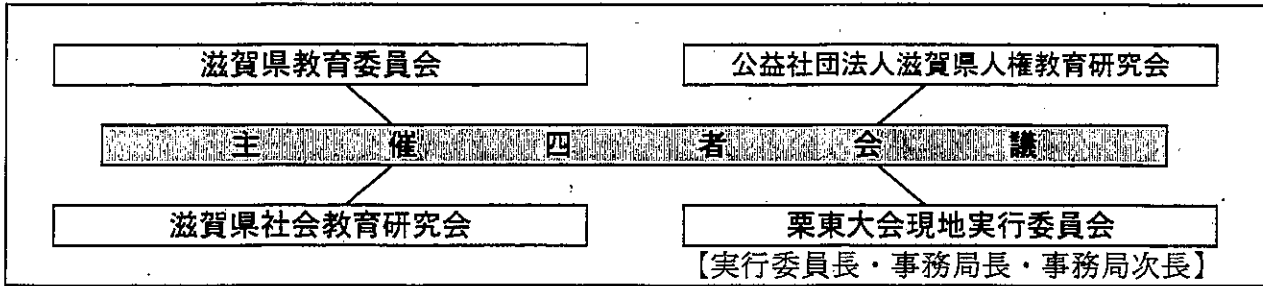


第63回滋賀県人権教育研究大会（栗東大会） 大会運営組織（案）



第63回滋賀県人権教育研究大会（栗東大会）現地実行委員会 全体会議名簿（案）

	役職名	所 属 等	名 前
1	顧問	市長	
2	委員長	教育長	
3	副委員長		
4	副委員長		
5	副委員長		
6	委員	滋賀県人権教育栗東研究会会長	
7	委員	栗東市人権・同和教育推進協議会会長	
8	委員	栗東市事業所人権教育推進協議会会長	
9	委員	栗東市幼児園・保育園・幼稚園保護者代表連絡協議会代表	
10	委員	栗東市PTA連絡協議会会長	
11	委員	栗東市教育会会長	
12	委員	栗東市園長会代表	
13	委員	栗東市校長会会長	
14	委員	市内県立学校長代表	
15	委員	市民政策部長	
16	委員	総務部長	
17	委員	福祉部長	
18	委員	子ども・健康部長	
19	委員	環境経済部長	
20	委員	教育部長	
21	委員	自治振興課長	
22	委員	総務課長	
23	委員	人権政策課長	
24	委員	ひだまりの家所長	
25	委員	長寿福祉課長	
26	委員	障がい福祉課長	
27	委員	子育て応援課長	
28	委員	幼児課長	
29	委員	商工観光労政課長	
30	委員	教育総務課長	
31	委員	学校給食共同調理場 所長	
32	委員	学校教育課長	
33	委員	生涯学習課長	
34	委員	スポーツ・文化振興課長	
35	委員	図書館長	
36	監事		
37	監事		
38	事務局	人権教育課長	
39	事務局	学校教職員（人権教育課）	

第63回滋賀県人権教育研究大会（栗東大会）現地実行委員会 運営会議名簿（案）

	役 職 名	所 属	名 前
1	事 務 局 長	人権教育課長	
2	事 務 局 次 長	学校教職員（人権教育課）	
3	運 営 委 員 (兼 事 務 局 員)	滋賀県人権教育栗東研究会事務局長	
4	運 営 委 員	栗東市教頭会代表	
5	運 営 委 員	栗東市保育園・幼稚園・幼稚園主任会代表	
6	運 営 委 員 (兼 事 務 局 員)	自治振興課 課長補佐または係長	
7	運 営 委 員 (兼 事 務 局 員)	総務課 課長補佐または係長	
8	運 営 委 員 (兼 事 務 局 員)	人権政策課 課長補佐または係長	
9	運 営 委 員	ひだまりの家 課長補佐または係長	
10	運 営 委 員	長寿福祉課 課長補佐または係長	
11	運 営 委 員	障がい福祉課 課長補佐または係長	
12	運 営 委 員	子育て応援課 課長補佐または係長	
13	運 営 委 員 (兼 事 務 局 員)	幼児課 係長	
14	運 営 委 員 (兼 事 務 局 員)	商工観光労政課 課長補佐または係長	
15	運 営 委 員	教育総務課 課長補佐または係長	
16	運 営 委 員	学校給食共同調理場 課長補佐または係長	
17	運 営 委 員 (兼 事 務 局 員)	学校教育課 指導主事	
18	運 営 委 員 (兼 事 務 局 員)	生涯学習課 課長補佐または係長	
19	運 営 委 員	スポーツ・文化振興課 課長補佐または係長	
20	運 営 委 員	図書館 課長補佐または係長	
21	運 営 委 員 (兼 事 務 局 員)	人権教育課 係長	

第63回滋賀県人権教育研究大会（栗東大会）現地実行委員会 事務局会議名簿（案）

	役 職 名	所 属	名 前
1	事務局 長	人権教育課長	
2	事務局 次長	学校教職員（人権教育課）	
3	事務局 員	滋賀県人権教育栗東研究会事務局長	
4	事務局 員	自治振興課 課長補佐または係長	
5	事務局 員	総務課 課長補佐または係長	
6	事務局 員	人権政策課 課長補佐または係長	
7	事務局 員	商工観光労政課 課長補佐または係長	
8	事務局 員	生涯学習課 課長補佐または係長	
9	事務局 員	学校教育課 指導主事	
10	事務局 員	幼児課 係長	
11	事務局 員	人権教育課 係長	

第63回滋賀県人権教育研究大会（栗東大会）現地実行委員会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、第63回滋賀県人権教育研究大会（栗東大会）現地実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（事務局）

第2条 実行委員会の事務局は栗東市教育委員会に置く。

（目的）

第3条 実行委員会は、第63回滋賀県人権教育研究大会（栗東大会）を開催するにあたり、総合的かつ横断的に諸準備を進め、同大会を成功させることを目的とする。

（業務）

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、現地における大会運営にかかる計画立案、調整及び実施に関する業務を行う。

（組織）

第5条 実行委員会の委員は、栗東市、栗東市教育委員会事務局、栗東市内関係団体及び関係機関の代表をもって構成する。

（役員）

第6条 実行委員会には次の役員を置く。

- (1) 実行委員長1名
- (2) 副実行委員長3名
- (3) 監事2名

（顧問）

第7条 実行委員会には顧問を置く。

2 実行委員会の顧問は、栗東市長をもって充てる。

（役員を選出）

第8条 実行委員長は、栗東教育委員会市教育長が当たる。

- 2 副実行委員長は、実行委員長が委員の中から選任する。
- 3 監事は、実行委員長が委員の中から選任する。

（役員の仕事）

第9条 実行委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは、あらかじめ実行委員長が指名した副実行委員長が職務を代行する。

3 監事は会計を監査する。

（任期）

第10条 役員及び委員の任期は、事業の完了をもって終了とする。

（会議）

第11条 実行委員会には次の会議を置く。

- (1) 全体会議
- (2) 運営会議
- (3) 事務局会議

(全体会議)

第12条 全体会議は、実行委員会の委員で構成し、実行委員長が必要に応じて招集する。

2 全体会議は、実行委員長が議長となり、次の事項を審議する。

(1) 事業計画に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) その他、実行委員会で必要と認めること。

3 委員は、別掲にある職にある者をもって充てる。

4 全体会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営会議)

第13条 運営会議は事務局長、事務局次長、運営委員および事務局員で構成し、全体会議の実務、会計処理を行うものとする。

2 事務局長、事務局次長、運営委員および事務局員は、別掲にある職にある者をもって充てる。

3 運営会議は、次の事項を審議し、事業を遂行する。

(1) 実行委員会から付議されたこと。

(2) その他、必要なこと。

(事務局会議)

第14条 事務局会議は、事務局長、事務局次長及び事務局員で構成し、本事業にかかる企画、立案を行うものとする。

2 事務局会議は、事務局長が必要と認めるときに招集する。

3 事務局会議は、事務局長が議長となり、実行委員会から付議された事項及び必要と認める事項を審議し業務の遂行をする。

(運営費)

第15条 運営に必要な経費は、負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

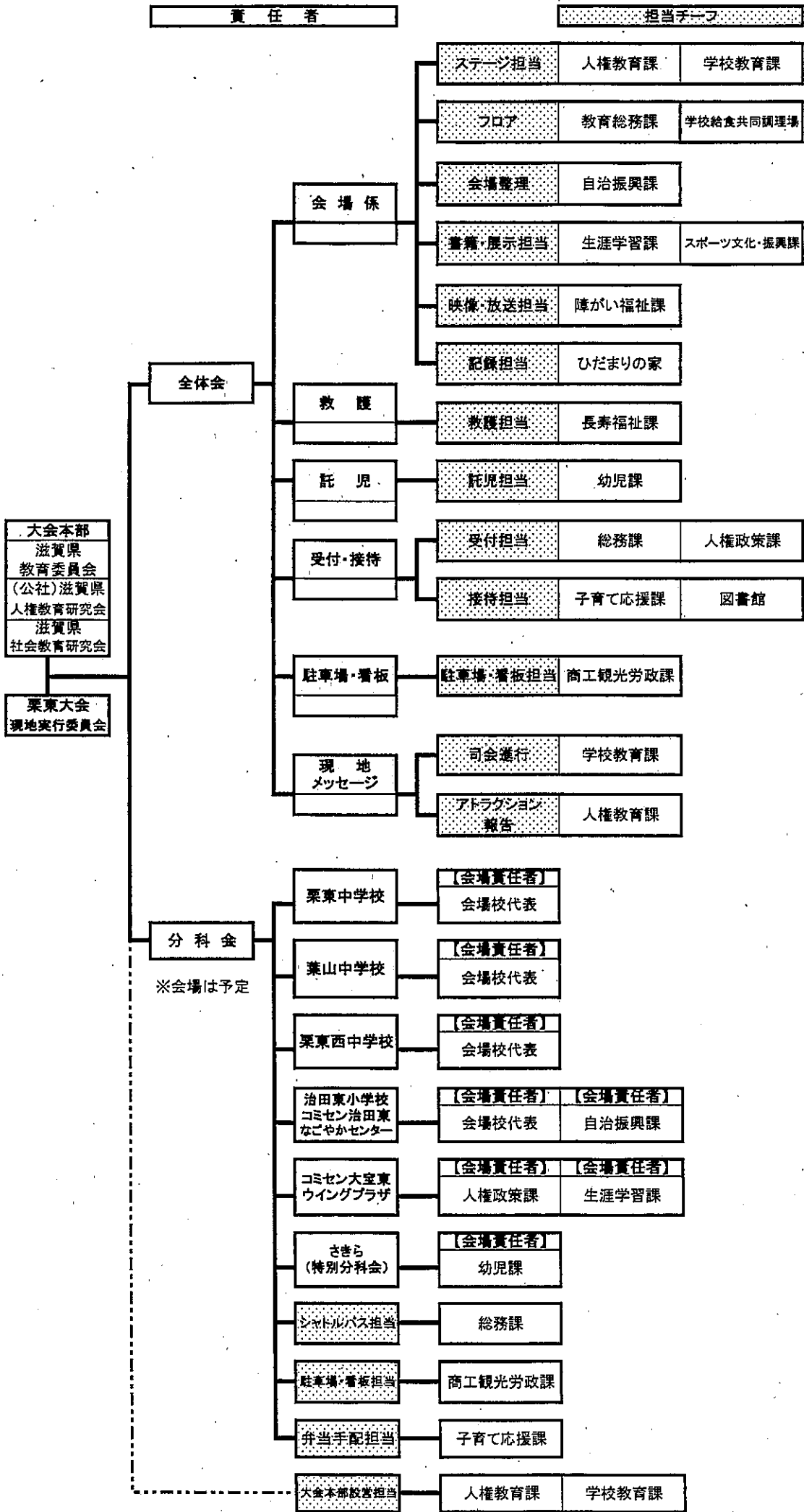
(その他)

第16条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は実行委員長が適宜これを処理することができる。

附則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、現地実行委員会の事業の完了をもって廃止する。

第63回滋賀県人権教育研究大会(栗東大会) 運営組織図(案)



第63回滋賀県人権教育研究大会（栗東大会） 運営にかかわって

- 現地実行委員会運営委員が、全体会の責任者や担当チーフを担う。
- 現地実行委員会事務局員と分科会会場校が、分科会の会場責任者ならびに分科会に関わる業務担当を担う。
- 当日の業務支援スタッフは、以下の所属からの協力員で構成する。
 - ・市関係課の行政職員
 - ・市内保幼小中県立学校の教職員
 - ・P T A・保護者代表連絡協議会の会員
 - ・栗東市人権・同和教育推進協議会の会員
 - ・栗東市事業所人権教育推進協議会の会員

◇全体会

- 会場 ステージ担当
 - ・ステージ配置に関わること（さきらとの打ち合わせ含む）
 - ・現地メッセージの日程に関わること
- 会場 フロア担当
 - ・フロア座席の標示（来賓・優先座席など）に関わること
 - ・来賓の誘導対応に関わること
 - ・ホール内の会場案内に関わること
- 会場 会場整理担当
 - ・会場内標示（控室・託児室など）に関わること
 - ・ロビーやホワイエでの参加者の対応に関わること
- 会場 書籍・展示担当
 - ・書籍販売や展示の配置、設営に関わること
 - ・祝電掲示板に関わること
- 会場 映像・放送担当
 - ・P Cやプロジェクターに関わること（開会前の諸注意スライド・講師のP C資料など）
 - ・要約筆記用機材に関わること

○会場 記録担当

- ・記録写真の撮影に関わること

○救護担当

- ・救護室の設営と運営に関わること
- ・救急病院やAEDに関わること

○託児担当

- ・託児申込に関わること
- ・託児室の設営と運営に関わること

○受付担当

- ・受付配置や設営、運営に関わること
- ・参加者の集計に関わること

○接待担当

- ・控室の設営と運営に関わること
- ・弁当の注文と受け渡し、引き取りに関わること（業者とのやりとり含む）
- ・講師の水やおしぼりに関わること

○駐車場・看板担当

- ・マイクロバス用駐車場に関わること
- ・看板の設置に関わること

○現地メッセージ担当

- ・進行に関わること
- ・アトラクションに関わること（リハーサル・出演者との打ち合わせ含む）

◇分科会

○会場総括

- ・代表あいさつ

○会場責任者

- ・会場設営の指揮

○会場係チーフ

- ・分科会に必要な物品の運び込み
- ※主催4者が担当

○受付・接遇

- ・受付、スタッフ弁当の受け渡しなど

○救護

○託児

○駐車場

- ・車の誘導

※シャトルバス担当

- ・シャトルバス運行にかかわっての手配
- ・駅や会場での誘導など

※駐車場・看板担当

- ・マイクロバス用駐車場に関わること
- ・看板の撤収に関わること

※弁当手配担当

- ・スタッフ弁当の手配

※大会本部設営担当

- ・2日目大会本部の設営、接待など

第63回滋賀県人権教育研究大会（栗東大会）について

1. 期 日

平成31（2019）年10月19日（土）【全体会】 20日（日）【分科会】

※第61回野洲大会は、両日で2,550名（延べ）の参加

2. 会 場

10月19日（土）【全体会】 栗東芸術文化会館さくら

10月20日（日）【分科会】 市内コミュニティセンター・小中学校

※全体会場

H27（彦根大会）	ひこね市文化プラザ
H28（近江八幡大会）	近江八幡市文化会館
H29（野洲大会）	野洲文化ホール

分科会場 26分科会＋特別分科会

3. 主 催

滋賀県教育委員会

公益社団法人滋賀県人権教育研究会

滋賀県社会教育研究会

栗東大会現地実行委員会

4. 内 容

【1日目】〔午前〕①開会行事②基調報告③現地からのメッセージ

〔午後〕①特別報告②記念講演③閉会行事

【2日目】〔午前〕分科会・特別分科会

〔午後〕分科会・特別分科会（終了後に総括会議）

5. 予 算（第61回野洲大会の例）

負担金

- ・滋賀県教育委員会 140万円
- ・滋賀県人権教育研究会 12万8000円
- ・滋賀県社会教育研究会 5万円
- ・現地 120万円

※

大会費（会場費、看板費、講師謝金、業務役員費 等）	約170万円
事務局費（消耗品費、印刷製本費、保険料 等）	約110万円

6. 現地準備委員会

(1) 設置要綱(案) 別紙のとおり

(2) 現地準備委員会(案) 別紙のとおり

7. 大会までのスケジュール（概要）

	月	内 容	
H30 年度	4 月		
	5 月	現地準備委員会事務局会議	
	6 月		
	7 月	現地準備委員会事務局会議	
	8 月	第 1 回現地準備委員会 ○本委員会の趣旨、設置要綱、委員について ○本委員会の業務について ○栗東大会にむけて（本委員会としての方針、大会の概要） ○今後の日程	
	9 月		
	10 月	現地準備委員会事務局会議	
	11 月	現地準備委員会事務局会議 予算要求 第 2 回現地準備委員会 ○現地実行委員会が担う業務について ○全体会・分科会会場について（駐車場・昼食場所など） ○予算について ○現地テーマについて ○現地メッセージと特別報告について	
	12 月		
	1 月	現地準備委員会事務局会議	
	2 月	現地準備委員会事務局会議 第 3 回現地準備委員会 ○現地実行委員会会則と組織について ○大会運営について ○予算について	
	3 月		
H31 年度	4 月		
	5 月	第 1 回現地実行委員会 全体会議 ○大会の概要について ○現地実行委員会の会則と組織について ○予算について ○現地実行委員会が担う業務について	
	6 月	第 1 回現地実行委員会 運営会議 ○主催 4 者会議を受けて ○業務支援計画について	
	7 月		
	8 月	第 2 回現地実行委員会 運営会議 ○二次案内文書について ○大会の運営について（会場レイアウト、業務支援） ○前日準備について	
	9 月	第 3 回現地実行委員会 運営会議	
	10 月	前日準備（18） 栗東大会（19・20）	
	11 月	第 4 回現地実行委員会 運営会議 ○大会の総括 第 2 回現地実行委員会 全体会議 ○大会の総括	
	12 月		
			※現地実行委員会運営会議・全体会議にむけての事務局会議を随時開催。

第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画の策定について

子ども・健康部 子育て応援課

1. 趣旨

栗東市では、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、国が示す基本指針「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）に即して、5年を1期とする「栗東市子ども・子育て支援事業計画」（平成26年3月）を策定し、子ども・子育て支援施策の推進を図ってきました。また、平成30年3月には、本計画策定後3年が経過する中で、現状と計画の量の見込みが大きく乖離している事業について「中間年見直し」を行い、更なる取り組みを行っているところです。

第1期計画の計画期間が、平成31年度末で終期を迎えることから、平成32年度を始期とする第2期計画の策定を行います。

2. 計画の名称 「第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画」

3. 計画の期間 平成32年度から平成36年度までの5年間

4. 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画です。さらに第2期計画においても、次世代育成支援対策推進法に基づく「栗東市次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画とします。

また、「栗東市総合計画」を上位計画として、関連の部門別計画との調和と整合性を図り策定します。

5. 策定の体制

- ・計画策定期間 平成30年度・平成31年度
- ・ニーズ調査 平成30年11月14日（水）～11月30日（金）
（市内在住の就学前児童の保護者2,000人及び小学生の保護者1,000人）
- ・子ども・子育て会議（委員17名）8回開催予定（平成30年度3回・平成31年度5回）
- ・パブリックコメント 平成31年12月実施予定

6. 策定スケジュール（予定）

【平成30年度】

時 期	内 容
H30年10月 2日（火）	第2回子ども・子育て会議
H30年11月14日（水） ～11月30日（金）	ニーズ調査
H30年11月	議会説明（策定スケジュールについて）
H31年 1月	第3回子ども・子育て会議
H31年 3月	ニーズ調査報告書の完成

【平成31年度】

時 期	内 容
H31年 5月	第1回子ども・子育て会議
H31年 7月	第2回子ども・子育て会議
H31年 9月	第3回子ども・子育て会議
H31年11月	第4回子ども・子育て会議
H31年11月	議会説明（計画（素案）について）
H31年12月	パブリックコメント実施
H32年 2月	第5回子ども・子育て会議
H32年 3月	議会説明（計画について）